

調書（決定）	
事件の表示	平成●●年（〇〇）第●●号
決定日	平成 2 1 年 1 2 月 4 日
裁判所	最高裁判所第三小法廷
裁判長裁判官	藤田宙靖
裁判官	堀籠幸男
裁判官	那須弘平
裁判官	田原睦夫
裁判官	近藤崇晴
当事者等	抗告人 X 相手方 国
原裁判の表示	東京高等裁判所平成●●年（〇〇）第●●号（平成 2 1 年 8 月 3 1 日決定）
裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。 第 1 主文 1 本件抗告を棄却する。 2 抗告費用は抗告人の負担とする。 第 2 理由 民事事件について特別抗告をすることが許されるのは、民訴法 3 3 6 条 1 項所定の場合に限られるところ、本件抗告理由は、違憲をいうが、その実質は原決定の単なる法令違反を主張するものであって、同項に規定する事由に該当しない。 平成 2 1 年 1 2 月 4 日 最高裁判所第三小法廷 裁判所書記官	